令和8年第3回定例会（9月1日から9月18日）

令和８年度補正予算などを可決しました。



9月1日	3日	4日・7日・8日・9日	11日・14日・15日	16日	18日
本　会　議	本　会　議	常任委員会	本　会　議	常任委員会	本　会　議
開会・議案上程 採決(一部議案)	議案質疑 委員会付託	補正予算・議案・ 決算等の審査	一般質問 （12人）	補正予算の審査 決算の審査	討論・採決 閉会

第3回定例会　提出議案等の審議結果

議案番号等	題　　名	審議結果	
請願第 8-1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採択	
委員会提出議案第 1 号	笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	★
報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	原案承認	★
認定第 1 号	令和７年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定	
認定第 2 号	令和７年度笠間市立病院事業会計決算認定について	原案認定	
認定第 3 号	令和７年度笠間市水道事業会計決算認定について	原案認定	
認定第 4 号	令和７年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について	原案認定	
認定第 5 号	令和７年度笠間市下水道事業会計決算認定について	原案認定	
諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	適当と認める旨答申	★
諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	適当と認める旨答申	★
議案第 39 号	笠間市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第 40 号	笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第 41 号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決	
議案第 42 号	笠間市都市計画法に基づく開発行為に関する制限の強化及び緩和に関する条例について	原案可決	
議案第 43 号	工事請負契約の締結について（空調整備工事）	原案可決	
議案第 44 号	動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）	原案可決	
議案第 45 号	和解について	原案可決	
議案第 46 号	令和８年度笠間市一般会計補正予算（第３号）	原案可決	
議案第 47 号	令和８年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決	
議案第 48 号	令和８年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決	

賛否一覧

議案番号等	題　　名	審議結果
議案第 49 号	令和８年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第 50 号	令和８年度笠間市立病院事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第 51 号	令和８年度笠間市水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第 52 号	令和８年度笠間市下水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
委員会提出 議案第２号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について	原案可決
議員提出 議案第１号	非核三原則を堅持することを求める意見書について	原案可決

★は 9/1 その他は 9/18 議決。

賛否が分かれた議案（○ 賛成　● 反対　欠 欠席　「－」 議長は採決に加わりません）

議案番号	議決結果	議員名																			
		長沼 恵	長谷川愛子	酒井 正輝	河原井信之	鈴木 宏治	川村 和夫	坂本奈央子	安見 貴志	田村 幸子	益子 康子	林田美代子	田村 泰之	村上 寿之	石井 栄	飯田 正憲	西山 猛	石松 俊雄	大貫 千尋	大関 久義	小薗江一三	石崎 勝三	畑岡 洋二
認定第１号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第 39 号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第 40 号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第 42 号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	－

議案紹介



議員提出議案第１号
非核三原則を堅持することを求める意見書について

令和８年９月１８日、全会一致で可決し、国へ意見書を提出しました。

【意見書の概要】

わが国は、世界唯一の戦争被爆国であり、核兵器の惨禍を二度と繰り返してはならないという固い決意のもと、戦後、一貫して平和国家としての歩みを進めてきた。

厳しい安全保障環境に直面している今こそ、政府は、核兵器のない世界の実現に向けた、外交努力を進めるべきである。

よって、国会及び政府に対し、非核三原則をゆるぎなく堅持し平和国家として、わが国が築いてきた国際的信頼を維持することを強く求めるため、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。